

入 札 公 告

条件付一般競争入札を行うので、阿久根市契約規則（昭和 61 年阿久根市規則第 1 号）第 2 条、阿久根市条件付一般競争入札実施要綱（平成 27 年阿久根市告示第 41 号）第 4 条及び阿久根市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成 4 年阿久根市告示第 74 号）第 10 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 16 日

阿久根市長 西 平 良 将



1 入札に付する事項

(1) 発注工事種別

建築一式工事

(2) 工事名

阿久根市立図書館新築工事（建築）

(3) 工事場所

阿久根市塩鶴町地内

(4) 工事概要

ア 構 造 木造

イ 階 数 1 階建

ウ 建築面積 1381.36 m²

エ 延床面積 993.92 m²

オ 工事内容 建築工事

(5) 工期

令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月まで

(6) 予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格

563,183,000 円

(7) 最低制限価格

ア 最低制限価格は、設けるものとし、当該価格よりも低い価格をもって入札した者の当該入札は、失格とする。

イ 最低制限価格は、公表しない。

(8) 本工事は、特定建設工事共同企業体施工方式による事後審査型条件付一般競争入札で行うものとする。

(9) 本工事は、資料（事後審査資料を除く。）の提出及び入札等を電子入札システムで行うものとする。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか、阿久根市電子入札実施要綱（平成 27 年阿久根市告示第 42 号）による。

なお、やむを得ない理由で電子入札できない者は、契約担当者の承認を得た場合に限り紙入札で入札に参加できるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を有する者で、阿久根市建設工事入札参加資格等に関する要綱（平成 29 年阿久根市告示第 38 号）により建設工事入札参加資格審査の認定をされている者であること。

ウ 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の期間中でない者であること。

エ 対象工事において、建設業法第 19 条の 2 の規定による現場代理人及び同法第 26 条の規定による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができる者であること。

オ 公告から入札時までの間に、建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 19 年阿久根市告示第 138 号）の規定による指名停止を受けていない者であること。

カ 市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者であること。

キ 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がない者であること。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の決定を受けていない者若しくは更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の決定を受けていない者若しくは再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ケ 阿久根市内に本社又は支店、営業所若しくは事業本部を有する者であること。

コ 阿久根市建設工事等暴力団等排除措置要綱（平成 20 年告示第 80 号）第 3 条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。

サ 本工事に係る設計業務の受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

シ 公告日から入札参加申込書の提出期限の日までの間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係があるものの全てが特定JVの代表者である場合を除く。）

ス 次に掲げる基準をすべて満たす技術者を専任で配置できる者であること。

(ア) 一級建築士又は一級建築施工管理技士（国土交通大臣が同等以上の能力を有するものと認定した者を含む。）であること。

(イ) 直接的かつ恒常的な雇用関係（入札説明書による入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出の日において連続3か月以上直接的雇用関係にある者に限る。）にあること。

(ウ) 監理技術者資格者証（建築）の交付を受け、かつ、監理技術者講習修了証等により過去5年以内に監理技術者講習を受講したことが認められること。

(2) 特定JVの結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 特定JVの結成は、自主結成とし、構成員の数は、2者であること。

イ 特定JVの代表者（以下「代表者」という。）は、特定JVの構成員のうち、出資比率が最も大きい者（出資比率が同等の場合は施工能力の最も大きい者）であること。

ウ 特定JVの構成員の出資比率は、30パーセント以上であること。

エ 特定JVの構成員は、本工事について他の特定JVの構成員でないこと。

(3) 代表者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 阿久根市建設工事等競争入札参加資格を有し、本市において建築一式工事のA級に格付けされている者であること。

イ 公告日までに、延べ床面積 1,000 平方メートル以上（増築の場合は増築部分の面積に限る。）の木造の建設工事の施工実績を有している者であること。

ウ 次のいずれにも該当する監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

(ア) 建設業法第 27 条に規定する一級建築施工管理技士の資格を有する者を専任で配置できること。

(イ) 建設業法第 27 条の 18 の規定による監理技術者（建築）資格者証の交付を受けている者を専任で配置できること。

(4) 代表者以外の構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 阿久根市建設工事等競争入札参加資格を有し、本市において建築一式工事のA級又はB級に格付けされている者であること。

イ 建設業法の規定に基づき、本工事に対応した資格を有する者を専任で配置できること。

3 入札参加申込み

(1) 入札に参加しようとする者は、次により入札参加の申込みをしなければならない。

ア 提出書類（以下「入札参加申込書」という。）

(ア) 入札参加申込書（阿久根市条件付一般競争入札実施要綱第4号様式）

(イ) 共同企業体による競争入札参加資格審査申請書（阿久根市特定建設工事共同企業体取扱要綱別記様式）

(ウ) 付表

(エ) 特定JVの協定書

イ 提出場所

阿久根市財政課管財係

鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地 郵便番号 899-1696

ウ 提出時期

令和 7 年 12 月 16 日（火）から令和 8 年 1 月 6 日（火）までのそれぞれの日（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 8 時 00 分（令和 8 年 1 月 6 日（火）は、午後 4 時 00 分）までとする。

ただし、紙で入札参加申込書を提出する場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（令和 8 年 1 月 6 日（火）は、午後 4 時 00 分）までとする。

エ 提出方法

(ア) 電子入札の場合

電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が 1 MB を超える場合は媒体提出届（阿久根市電子入札実施要綱第 7 号様式）を添付した入札参加申込書をイの場所に持参すること。

(イ) 紙入札の場合

媒体提出届を添付した入札参加申込書及び紙入札参加承認申請書（阿久根市電子入札実施要綱第 5 号様式）をイの場所に持参すること。

(2) 阿久根市長は、紙で入札参加申込書を提出した者に対し、受付印を押印した申請書類等の写しを交付する。

(3) 入札参加申込書を提出した者でなければ、入札に参加することができない。

4 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された入札参加申込書により審査し、その結果は令和 8 年 1 月 15 日（木）までに電子入札システム又は書面により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から令和 8 年 1 月 28 日（水）までに市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分に阿久根市財政課管財係に紙面を持参して行わなければならない。

(3) 前号の説明を求められたときは、令和 8 年 1 月 30 日（金）までに書面により回答する。

5 設計図書等の閲覧

本工事に係る設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は次のとおり閲覧に供する。

(1) 書面閲覧

ア 閲覧期間

令和7年12月16日（火）から令和8年1月19日（月）までのそれぞれの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 閲覧場所

阿久根市役所財政課（CD-Rによる閲覧に限る。）

- (2) 設計図書等について、質疑がある場合は、次により質問書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和7年12月16日（火）から同年12月25日（木）までのそれぞれの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 提出方法

阿久根市役所財政課管財係に持参（FAX可）すること。（FAXの場合は、必ず電話連絡すること。）

ウ 提出先

阿久根市財政課管財係

電話番号 0996-73-1217

FAX番号 0996-72-2029

- (4) 前項の質問書の提出があった場合は、次により回答するものとする。

ア 回答期限

令和8年1月6日（火）午後5時まで

（※随時回答するが、最終回答期限を示すものである。）

イ 回答方法

入札参加を希望した全ての者に書面で回答する。

6 入札の方法等

- (1) 入札書の受付期間

ア 電子入札の場合

令和8年1月19日（月）午前8時30分から同年1月21日（水）午後1時00分

イ 紙入札の場合

令和8年1月19日（月）午前8時30分から同年1月20日（火）午後1時00分

- (2) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年1月21日（水）午後1時30分

イ 場所 阿久根市役所財政課管財係

- (3) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨

てるものとする。)をもって落札決定とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 紙入札の入札参加申込書の写しの提示

(1)の受付の際に、3の(2)により交付された入札参加申込書の写しを提示すること。

(5) 工事費内訳書の提出

ア 電子入札の場合

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、(1)のアの受付期間中に、入札書に添付して提出すること。

イ 紙入札の場合

入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、(1)のイの受付期間中に、(2)のイの場所に提出すること。

7 現場説明会

実施しない。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。なお、契約保証金は契約履行後還付する。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保証会社との間に本市を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

9 入札の無効

(1) 入札に参加する資格がない者がした入札

(2) 入札参加申込書を提出していない者又は虚偽の入札参加申込みをした者のした入札

(3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(5) 入札要件（入札金額、工事名、工事場所及び氏名）の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書によ

る入札

- (7) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤による入札であると市長が認めた入札
- (8) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (9) 工事費内訳書を提出しない者又は工事費内訳書が未提出であると認められる者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反したと認められる入札

10 落札候補者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内において、最低の価格を入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき者が 2 人以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。
この場合、くじを辞退することはできない。
- (3) 落札候補者に決定された者は、次により必要な書類を提出しなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 入札参加資格確認申請書（阿久根市条件付一般競争入札実施要綱第 1 号様式）
- (イ) 建設業許可通知書の写し又は許可証明書の写し（すべての構成員のもの）
- (ウ) 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもので、すべての構成員のもの）
- (エ) 企業の施工実績調書（代表者のもの）
- (オ) 配置予定の監理技術者及び一級建築施工管理技士の資格者証の写し及び提出日において 3 か月以上の雇用関係を証明できる書類（代表構成員のもの）
- (カ) 配置予定の技術者の資格者証の写し及び提出日において 3 か月以上の雇用関係を証明できる書類（代表者以外の構成員のもの）

イ 提出先 阿久根市財政課管財係

ウ 提出期限 令和 8 年 1 月 27 日（火）午後 5 時 15 分まで

- (4) 落札候補者が、次のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を認めない。

ア 期限までに(3)の書類を提出しない場合

イ 入札参加資格要件の確認のため職員が行った指示に従わない場合

ウ 提出された書類によって入札参加資格要件を満たしていることが確認できない場合

エ 提出された書類に虚偽の記載があった場合

- (5) 落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、当該落札候補者を落札者と決定し、その旨を当該落札候補者及びその他の入札参加者に通知する。
- (6) 落札候補者に入札参加資格がないと確認したときは、落札候補者の決定を取り消し、落札候補者決定取消通知書（別記第 6 号様式）により通知する。
- (7) (6)による落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、予定価格の範囲内において、当該落札候補者の次に低い価格をもって入札した者（落札候補者をくじで決定

した場合における落札候補者以外の最低価格入札者を含む。)を新たに落札候補者と決定し、(3)及び(5)を準用する。

- (8) (7)による新たな落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、落札者を決定するまで、順次、その例により新たな落札候補者を決定し、(3)及び(5)を準用する。

11 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 10の(3)の確認の結果、入札参加資格がないと認められた者は、10の(6)の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内（閉庁日を除く。）に市長に対して書面により入札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。
- (2) 市長は、(1)の説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に当該説明を求めた者（以下「説明請求者」という。）に対し、書面により回答する。

この場合において、10の(7)の新たな落札候補者の入札参加資格の確認は、説明請求者に対する回答を決定するまで中断する。

- (3) 市長は、説明請求者に入札参加資格があると認めたときは、入札参加資格がないと認めた旨の通知を取り消し、当該説明請求者を落札者とする。

この場合において、市長は、10の(7)の新たな落札候補者の決定を取り消し、その旨を当該新たな落札候補者に書面により通知する。

- (4) 10の(7)により、新たな落札候補者となった者が、入札参加資格がないと認められた場合も(1)から(3)までと同様とする。

12 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から7日以内に、契約書の案、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書その他関係書類を提出しなければならない。

13 仮契約の締結

本工事の契約の締結については、阿久根市議会（以下「議会」という。）の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

- (1) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、落札者が地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は指名停止を受けた場合は、契約担当者は仮契約を解除することができる。
- (2) (1)により仮契約書を解除した場合は、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

14 共同企業体の有効期間

(1) 本工事の契約締結の相手方となった者

本工事の契約履行後 3 月を経過する日まで。ただし、本工事に関する契約不適合責任については、法律上又は契約上の契約不適合責任が存続する期間は、構成員であった者は連帯してその責めを負うものとする。

(2) 本工事の契約締結の相手方とならなかった者

本工事の契約が締結されるまで。

15 問合せ先

阿久根市財政課管財係

鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

郵便番号 899-1696

電話番号 0996-73-1217

